

(仮訳)

# リスクの集中に関する諸原則

ジョイント・フォーラム

バーゼル銀行監督委員会  
証券監督者国際機構  
保険監督者国際機構

バーゼル

1999年12月

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 目的 .....                            | 1  |
| リスクの集中の定義と類型 .....                  | 1  |
| 原則 .....                            | 2  |
| スタディ・グループの作業 .....                  | 3  |
| 監督上の実務に関する調査 .....                  | 3  |
| 金融コングロマリットにおけるリスクの集中に対する管理の実務 ..... | 6  |
| 金融コングロマリットの監督上の問題に関する分析 .....       | 9  |
| 指針となる諸原則 .....                      | 14 |

# リスクの集中に関する諸原則

## 目的

1. 銀行、証券および保険業の監督者に対して、金融コングロマリットにおけるリスクの集中 ( risk concentrations ) の健全な管理と制御を、規制および監督上のプロセスを通じて確実なものとするための諸原則を提供すること。
2. 複数の業務ラインを複合させることにより、コングロマリットは広範な分散化の可能性を提供する。しかしながら、グループ全体のレベルで新たなリスクの集中が発生する可能性がある。特に、コングロマリット内の別々の法人が同一もしくは類似のリスク・ファクターに晒されることがあり、または、一見したところ無関係なリスク・ファクターが、ある並外れたストレスがかけられた状況において、相互に作用することがある。

## リスクの集中の定義と類型

3. このペーパーにおいて、金融コングロマリットとは主たる業務が金融であり、かつ、その規制対象企業が銀行業、証券業、および保険業のうち2つ以上に相当程度従事しているコングロマリットをいう。それぞれの監督上の規律として、対象先の業界について、リスクの集中に関する考え方が開発されており、このペーパーは、金融コングロマリットにおいてリスクの集中を監督するための指針となる諸原則を確立するにあたって、それらの考え方を基にしている。
4. リスクの集中とは、金融機関の健全性もしくは中核となる業務の継続能力を脅かすだけの損失が発生させる可能性を持ったエクスポージャーを指している。リスクの集中は、取引（商品もしくはサービス）の執行や処理、もしくは、広範な分野に亘るエクスポージャーの複合を通じて、金融コングロマリットの資産、負債、オフ・バランスシートの項目で発生しうる。損失の可能性は、ポジ

シヨンの大きさと、ある一定の不利な状況における損失の程度を反映する。リスクの集中は、以下の先に対するエクスポージャーを含め、多くの形態をとり得る。

- (a) 個別取引先
- (b) 個別取引先または関連企業のグループ
- (c) 特定の地域における取引先
- (d) 産業分野
- (e) 特定の製品分野
- (f) サービス提供者（例えばバック・オフィス・サービスなど）
- (g) 自然災害等の大災害

## 原則

- ・ 監督者は、直接もしくは規制対象企業を通じて、コングロマリットに、グループ全体におけるリスクの集中を管理するのに適切なリスク管理プロセスを持たせるような手段を講ずるべきである。監督者は必要に応じて、監督上の制限を用いることでこれらのプロセスを強化する等、適切な措置について検討すべきである。
- ・ 監督者は、金融コングロマリットにおけるリスクの集中に関する明確な理解形成の手助けとするため、必要に応じ、定期的な報告やその他の手段を用いて、適時に重大なリスクの集中を監視すべきである。
- ・ 監督者は、リスクの集中についてのパブリック・ディスクロージャーを促すべきである。
- ・ 監督者は、他の監督者の懸念を確認するために互いに密接に連絡を取り、グループ内におけるリスクの集中に関連するあらゆる監督上の措置について適切と思われる調整を行うべきである。

- ・ 監督者は、直接もしくはグループ全体への悪影響を通じて、規制対象企業に悪影響を与えらると思われる重大なリスクの集中について、効果的かつ適切に対応すべきである。

## スタディ・グループの作業

5. グループ内の取引とエクスポージャー（intra-group transactions and exposures）および、リスクの集中に関するスタディ・グループは、次の2つの質問状を利用し、リスクの集中の管理に関する実態調査を実施した。1つは、監督上の実務に関するものであり、もう1つはコングロマリットの実務に関するものである。これらの質問状への回答は、以下に要約されている。スタディ・グループは、10の金融コングロマリットに対して、集中に関する管理の実務について調査を行った。この中には、銀行主導で証券業務と保険業務のいずれかまたは両方を行っているコングロマリットが6つ、保険主導で銀行業務もしくは証券業務を行っているコングロマリットが2つ、証券主導で銀行業務も行っているものが1つ、銀行業務と保険業務の双方を行っている混合コングロマリットが1つ含まれていた。

## 監督上の実務に関する調査

6. 金融コングロマリット内における集中の性質に対し監督者の関心が向けられるようになったことは、コングロマリットが、銀行、証券、保険という3つの主要な部門に跨った集中の可能性について、より注目するようになったことと軌を一にしている。最近まで、コングロマリットも監督者も共に、ほぼ完全に部門レベルでの集中に焦点を当てていた。

7. これまで、部門レベルでは、信用リスク、カントリー・リスク、マーケットリスク、流動性リスク、再保険リスクといった、単一の側面におけるリスクが監督者から最も注目されてきた。現行の監督手段や方法論は、それぞれの部門における監督者の歴史的な懸念事項を反映しており、それゆえに部門間でみる

と、ある程度の違いがある。

8. 保険部門においては、集中は、保険会社の資産、負債、将来の保険金請求を含むオフ・バランスシートのエクスポージャーにおいて発生しうる<sup>1</sup>。監督者は、分散化を促進するために多様なアプローチを用いており、過度の集中が回避されるように引受けや再保険を行うための方針を会社が持つことを期待している。他の監督上のアプローチには、監督上の制限、技術的準備金の積み増し要求、投資に対する法的制約、自己資本規制に適合するための資産の算入条件に関する制限、再保険計画の適切さに関するレビュー等がある。報告はほとんどの保険監督者にとって、モニタリング・プロセスにおける必須の要素であり、一部の監督者は、保険会社（の経営内容）が法的制限に近づいた際に、追加的もしくはより頻繁な報告を要求している。監督者は、また、保険会社がリスクの集中を健全に管理、制御するための方針と手続を持つよう要求する。

9. 銀行部門においては、監督者は大口のエクスポージャーに関する指針をそれぞれの国における監督上の枠組の中に組み込んでいる。この指針は、監督者が、単一の取引先もしくは関連のある取引先で構成されるグループに対するエクスポージャーについて、資本金をベースにした定量的限度枠を設けることを促している。さらに、一部の国では、投資に対する定量的限度枠が規制によって設けられている。一般的に、監督者は銀行に対して、リスクの集中を健全に管理、制御するための方針と手続を設けるよう要求し、また、取締役会と上級管理職にその遵守について責任を持たせている。一部の監督体制では、銀行に過大なリスクの集中がある場合に、自己資本を追加的に賦課したり、その他の監督上の措置を採ることが可能である。

10. 証券部門においては、監督者は、リスクの集中を発見し、適切に管理するための、強固な内部管理とリスク管理の制度を確立するよう求めている。これら

---

<sup>1</sup> 保険会社のバランスシート上の負債は、既知の損失と将来の保険金請求を反映している。ひとたび保険金請求がなされると、経営者はそのリスクの集中を変化させるために分散化を図ることはできないと認識されている。

は、流動性および与信に対する厳格な規制によって補完されている。一部の国では、証券会社は、概ね銀行におけるのと同様の、大口エクスポージャー規制に服している。監督者は、それらの規制の遵守について、取締役会と上級管理職に責任を持たせている。監督者は、当該会社が特定のリスクに過度に晒されている場合に、追加的な自己資本を賦課したり、その他の措置を採ることができる。

11. これら3つの部門の全てに亘り、資産・負債ないしは事業活動が分散化されていない場合に、金融機関が損失を被るリスクの増加に直面することを監督者および経営者は認識している。監督者は、企業が集中を制御するのを促すために、規制、とりわけ大口のエクスポージャーに対する限度枠を活用している。監督者の中には、リスクの集中を監視しやすくするために、報告システムを構築している先もあった。

12. 3つの部門のいずれにおいても、監督者は、集中を健全に管理することはリスク管理のために必須であると考えている。監督者は、金融機関が、リスクの集中を測定、監視、管理するための包括的な制度を持っていることを期待している。一部の国では、監督者は、金融機関自身が集中を制御・監視するリスク管理プロセスに、より依存するようになってきている。この目的のために、監督者は監督上の指針を出したり、金融機関に対して、リスク・エクスポージャー全般、とりわけリスクの集中を制御および監視するための内部的な方針と手続を設けるように求めたりしている。

13. 経験に基づいて、金融機関も監督者もリスクの集中という概念を時間の経過とともに広げてきた。近年、金融機関と監督者は、市場リスク、信用リスク、カントリー・リスクが相互に作用することによって、単一の大口取引や取引の組み合わせが異常に大きな損失を発生させ得るような状況があることを認識し、リスクの相互作用により注意を払うようになってきている。結果として、金融コングロマリット内の規制対象企業の監督者は、コングロマリット全体に亘る

エクスポージャーが関連する大口の単一リスクから発生する集中と、2つ以上の部門におけるエクスポージャーに影響するようなリスクの相互作用から生じる集中の双方に注目を集めている。

### **金融コングロマリットにおけるリスクの集中に対する管理の実務**

14. コングロマリットに対する調査によって、近年における重要な進展が明らかになった。いくつかのコングロマリットは、グループ全体のベースで部門を跨るリスクの集中を管理しており、またいくつかは、保険業のエクスポージャーを銀行業・証券業のエクスポージャーと結合させていた。しかしながら、調査対象の少数のサンプル内のコングロマリットの多くは、リスクの集中を部門ベースにおいてのみ監視している。過去において、リスクの集中を監視する際の焦点は、ほぼ完全に部門別のものであった。結果として、集中を監視するためのリスク管理と内部管理のシステムは、部門別のレベルにおいて、より発達している。

15. 共通の取引先や同一産業に対する部門を跨いだエクスポージャーを調べることに加えて、一部のコングロマリットは、グループ全体に関するリスクの集中を評価するにあたって、部門レベルにおける同様の発展を踏まえて、リスク間の相関性と相互作用に焦点を当てている。例えば、保険業をベースとするあるコングロマリットは、特に自然災害時における、損害保険業務と銀行部門貸出業務における損失可能性の関係について分析を始めている。別のコングロマリットは、3つの部門すべての企業を含むグループ全体に亘るリスクを分析するために、共通のリスク・ファクターの集合を開発している。

16. 一般的に、コングロマリットがグループもしくは部門のレベルでリスクの集中を管理するために利用している手法は、規制の遵守を超えたものとなっている。これは、ほとんどの監督体制で期待されるところと整合的である。金融機関は管理対象外の集中から生じる重大な損失の可能性、そして、そうした損失が国際的な市場における競争上の地位を著しく弱め、その結果、取引先、投資



家、および預金者の信認を失う可能性があることを認識しているように思われる。

17. 調査対象のコングロマリットにおいては、通常、親会社の取締役会もしくは他の適切な上級委員会<sup>2</sup>がコングロマリットのリスク管理方針について承認を与える責務を負っている。上級執行管理職は、そうした方針を策定し、実行に移す。いくつかの国では、それらの機能の両方が同じ組織に属しているかもしれない。リスク管理者は、方針の遵守状況の監視のために、上級管理職の委員会に対して集中に関する報告書を作成する。そして、委員会はそれを検証・議論し、リスクの集中を削減・軽減、もしくは管理するための指示を行う。ほとんどの場合、定められた限度枠を超えるポジションは、より上級の管理職による承認を必要とする。ポジションが大きく、内部的限度枠を超える期間が長ければ長いほど、より上級のレベルにおける承認が必要となり、時には取締役会にまで上がることになる。多くの場合、コングロマリットの内部的な限度枠は、関係する規制上の制限よりも低いものとなっている。

18. 情報通信技術の発展により、企業が全てのレベルにおいてリスクを監視する可能性が生まれている。しかし、限度枠の遵守を継続的に監視するための経営情報システムは、部門のレベルにしか存在しない。例えば、保険部門において、多くの企業は、現在、リスクの種類毎に引受け限度枠を設定・監視しており、それによりリスクの制限とエクスポージャー分散の確実化の双方を継続的に行っている。同様の能力を持つシステムは銀行および証券部門においても開発されている。一方、保険と銀行・証券の業務に跨るエクスポージャーを監視しているコングロマリットでは、リスクを測定・監視するシステムが部門毎に大きく異なる傾向があるため、人手による作業に依存しているようである。

---

<sup>2</sup> 金融機関のコーポレート・ガバナンスは、国によって異なっている。一部の国では、取締役会が、執行部（上級管理職や一般管理職）が確実に役目を果たすように、監督するな機能をたとえ独占的でないとしても中心的に果たしている。こうした理由から、これは「監督役会」(supervisory board)として知られている。これは、取締役会が業務執行機能を持たないことを意味している。対照的に、他の国では、取締役会が、金融機関の経営のための全般的な枠組を定めているという点で、より広範な権限を有している。

19. 金融コングロマリットは、リスクの集中を特定、測定、監視、管理するための分析技術を強化している。いくつかのコングロマリットで利用されている技術の中で最も重要なものは、多くの場合モデルに基づくストレス・テストとシナリオ分析である。これらの技術は、市場価値の大きな変動、信用度の低下、自然災害といった不利な事象が、個別の規制対象企業もしくはコングロマリット全体に対して及ぼす影響を評価する。シナリオは、歴史的経験を反映するか、企業のリスク管理者が認識した特定の弱点に焦点を当てている。ストレス・テストは、主要なリスク・ファクターの大きな変化が連続的に生じた場合の損失可能性に関するシステマティックな検証も含んでいる。1998年8月のロシアの債務不履行は企業の金融面でのエクスポージャーの全要素に跨る共通のリスク・ファクターを認識する必要性を明確化した。このケースでは、経験された損失は、ロシア以外の取引先と結ばれたロシアの債務の買戻し契約と、ロシアに集中的な投資を行っていたヘッジファンドへの信用供与を含んでいた。これらは、伝統的にカントリー・リスクと関連付けられるロシアの取引先に対する貸出およびその他の直接的信用からの損失に、追加的に発生した。

20. いくつかのコングロマリットがリスクに対する相関性の影響を評価することに、より大きな注意を払うようになったのにつれ、相関性の前提条件に関するストレス・テストが重要になってきている。1998年のアジアおよびその他の地域における混乱は、異なる経済・貿易のブロックに属していると認識されていた新興市場諸国の債券・株式市場において、それまで相関性はみられなかった価格変動が、ストレス下には、3つの部門の全てにおけるエクスポージャーに影響を与えながら突然に高い相関を持つようになることを示した。

21. リスク管理におけるストレス・テストとシナリオ分析の発達は奨励されるべきであるが、これは同時に、リスクの集中がどのように発生し得るかを理解する際の複雑さの増大と必要な情報の増加を示している。ストレス・テストは、一貫性と適時性をもって情報を蓄積するとともに、ポジションをいくつもの方

法で分析することができるような包括的な経営情報システムを必要とする。しかし、ストレス・テストの重要な部分は自動化することができず、健全な判断を必要とする。例えば、新商品の理解、相関の分析、テスト結果の解釈は、人間による判断が必要である。

## 金融コングロマリットの監督上の問題に関する分析

22. リスクの集中は一般的に監督者から問題視されるが、コングロマリットにおけるリスクの集中の可能性は、コングロマリットの単一所有の下で業務ラインを結合することで得られる幅広い分散化という利益と比較考量する必要がある。全般的な機能不全が生じるような、異常な市場状況は別として、通常、ある業務ラインの浮沈は、他の市場における循環的影響により相殺されるであろう。加えて、ある程度のリスクの集中は、高度な経営戦略や特定商品への注力、顧客層の絞り込み、ないしは情報処理の外部委託といった健全な戦略の必然的な結果といえる。その示唆するところは、リスクの集中が全て本質的に問題だという訳ではないということである。

23. しかし、リスクの集中が、歴史的に3つの部門の全てにおいて重要な損失の要因となってきたことから、監督者はそうした利点とコングロマリット・レベルで集中が生じることとのリスクとを比較考量する必要がある。そうした集中がどのように生じるかを知るために、コングロマリットでどのようにして大きな損失が生じうるのかを評価することが有益である。以下ではその一部を示す。

- ・コングロマリット・レベルの損失は、各部門に亘る同種のエクスポージャー（例えば、債務者を同じくする債券、貸出および投資）の総計を反映し得る。これらは、伝統的に大口のエクスポージャーに対する規制が防止しようとしてきた主要な損失発生形態である。損失は資本の毀損となるのみならず、市場規模やマーケット・メイク能力に比べてポジションが非常に大きい場合には、短期流動性も損なわれ得る。いくつかのコングロマリットでは、コングロマリットの資本規模が大きいため、コングロマリットがグループ・レベル

で大口エクスポージャーに対する規準を遵守した場合でも、ポジションが市場規模に比べて大きなものとなりうる。

- ・ コングロマリット・レベルでの損失は、異なる法人における異なった種類のエクスポージャーに影響を及ぼすようなリスク・ファクターに起因することがある。例えば、ある地域でコングロマリットが保険商品の提供と銀行与信を行っていた場合、当該地域での自然災害はコングロマリットの保険業務において保険損失を生じさせるとともに、その銀行業務において貸倒れ損失を発生させ得る。
- ・ 損失発生はリスク・ファクターの相互作用を反映することもある。例えば、為替相場が低下した場合のデリバティブや外国為替契約における損失可能性は、同じ価格変動が取引先の返済能力や取引先が所在する国の金融の安定性に不利な影響を及ぼした場合には、増大する可能性がある。銀行の外為トレーディングと証券会社の新興市場債ポートフォリオでの減価から同時に損失が発生した場合などのように、同一の外部的事象が、別々で一見無関係な部門において大きな損失を生じさせる場合には、コングロマリット内で損失が更に増大する可能性がある。
- ・ 損失は、過去に観察された相関関係の喪失を反映することがあり、例えば、質への逃避が起こり、従来は多くが無相関と測定されていたリスク資産が全て減価する、といった場合がこれに相当する。

このように、損失はコングロマリット内の各部門に跨った単純な合計としての大規模なエクスポージャーから生じ得るほか、リスク間の相関や相互作用から発生する、より複雑な集中によっても生じ得る。

24. さらに、部門レベルにおけるリスクの集中であっても、コングロマリット内に漏出効果 ( spillover effect ) を持つことがある。規制対象であるか規制対象外

であるかを問わず、一つの企業における過大なリスクの集中に起因する重大な問題が、コングロマリット内の他の企業に波及し得る。なぜなら、そうした企業同士は、評判 (reputation) がグループ内の取引とエクスポージャー、もしくはその両者を通じてつながっているからである。例えば、あるコングロマリットの証券業務において深刻な損失があることが知られている場合、その銀行業務は、評判の効果に加え、証券業を営む企業と銀行業を営む企業の間密接な財務上のつながりがあると見なされることから、流動性や市場へのアクセスに関する問題を被るかもしれない。こうした可能性は流動性リスクの波及において最も重要であると思われるが、コングロマリット内において集中が発生している企業に対して規制対象企業が大きな集中したエクスポージャーを有している場合、それはどのようなリスクにも関連し得る。

25. 多額の損失によって金融コングロマリットの業務継続が脅かされる可能性があることから、リスクの集中が認識され、監視され、適切な経営戦略に従っていることについての監督者の懸念は明確に動機づけられる。この関心は部門レベルにおいて始まる。しかし、コングロマリット・レベルにおいて発生する集中は、それが個別企業における集中によるものか、部門を跨ったリスクによるものか、もしくはコングロマリット内におけるリスクの集中の相互作用によるものなのかを問わず、部門毎の監督の有効性に影響を及ぼしうる。さらに、限度枠の設定や集中の定義において非常に異なったアプローチがある場合や規制対象外の企業がある場合における各種規制の相違は、規制上の制約の影響を低下・最小化させるためにコングロマリット内でポジションを記帳するというインセンティブを生み出し得る。このため、監督者は、コングロマリット内における個別の規制対象企業に対する監督目標が、コングロマリット・レベルで生じる重大なリスクの集中や潜在的損失の帰結として、もしくは、規制上の裁定 (regulatory arbitrage) の帰結として、減殺されないことを確実にする必要があるのである。

26. 集中の加算的性質およびコングロマリット内で重大な問題が波及するリス

クは、コングロマリットの経営層と監督者がグループ全体を対象として潜在的な集中を評価することが有意義であることを示唆する。監督者は、コングロマリットの全体的なリスク・プロファイルを判定するという、より大きな努力の一部として、重大なリスクの集中を理解するためにコングロマリットの規制対象企業に対する他の監督者と協力することが有益であると考えらるであろう。

27. グループ全体における集中の評価の必要性により、監督者による情報へのアクセスの重要性が強調される。グループ全体における評価が監視の主要な部分となりうるような連結ベースの監督制度の場合でも、コングロマリットを監督するそれ以外のアプローチにおける場合でも、監督者は、規制対象外の企業へのエクスポージャーを含め、コングロマリット内におけるリスクの集中に関する十分な情報へのアクセスを有するべきである。こうした情報ニーズは、コングロマリットが必要な情報を監督者に提供することによって、または、関係する監督者の二者間ないし複数者間の会合、もしくは、監督者の情報収集権限の強化によって充足されうる。さらに、リスクの集中を測定する方法が将来的に調和されれば、各部門の監督者は、部門を跨って情報交換を行う際に利益を受けるかもしれない。したがって、監督者間での情報の共有と連絡は重要である。監督上の協力に関するあり得べきアプローチについては、ジョイント・フォーラムによる「監督上の情報交換のためのコーディネーター」と、「監督上の情報交換に関する諸原則」に記されている。

28. コングロマリットの発展に伴い、コングロマリット構造の中でのリスクの集中は、より複雑になっており、リスク管理に関する分析や情報の需要は強まっている。リスクの集中が有する性質に対する見方が変化していることは、金融コングロマリットと監督者の双方が、リスクの認識と監視に関するそれぞれのアプローチを発展させ続ける必要があることを示している。したがって、監督者は、グループ全体のレベルにおけるリスク管理のより大きなプログラムの一部分として、状況に応じて、シナリオ分析やストレス・テストを含め、リスクの集中を測定、監視、管理、制御するための適切なシステムをコングロマリッ

トが有することが重要であると考えている。一方、監督者は監視を行うにあたって、金融コングロマリットの利用している方法論とシステムを理解すべきであり、また、利用することができるかもしれない。

29. コングロマリットによるリスク管理と監督者による監視に加え、パブリック・ディスクロージャーは、市場規律の強化を通じて、リスクの集中を健全に管理させるのに役立ち得る。コングロマリットによるリスクの集中のパブリック・ディスクロージャーは、2つの目的に資する。第一に、安全かつ健全にリスクの集中を管理している組織とそうでない先を他の市場参加者が差別化できるようになることによって市場規律を強化することができ、それによって監督者が健全なリスク管理実務の採用を促進するにあたっての手助けとなる。第二に、ディスクロージャーは、コングロマリットにおける重大な集中を理解するうえで、監督者にとって有益なものであり得る。監督者は、そうしたディスクロージャーがさらなる質問や議論のための単なるスタート地点であると考えられることも多いが、そうしたディスクロージャーは金融コングロマリットがいくつもの監督当局に対応するために被る負担を軽減させるかもしれない。

30. ディスクロージャーが適時性、信頼性、目的適合性、十分性を持って(timely, reliable, relevant and sufficient) はじめて、市場規律が有効になる。少数のサンプルの金融コングロマリットが公表している財務報告をみると、リスクの集中に関するディスクロージャーは最低限のものであり、かなり充実させる余地がある。同時に、コングロマリットが集中の認識のために用いている新しく広範なタイプの分析は、過大な情報量を生み出す潜在性を有する。この点において、いくつかのコングロマリットが1998年における金融市場の混乱時に市場の関心に対応して通常の財務報告時以外に公表した特定のエクスポージャーに関する迅速で詳細な情報は、効果的かつ建設的であると広く認識された。このことは、コングロマリットは、最も主要なリスクにのみ焦点を当て続けながらリスクの集中に関する定期的なパブリック・ディスクロージャーを拡充するとともに、必要に応じて、追加的に詳細情報を提供するために適時に特定の話題に

絞ったディスクロージャーを活用することができることを示している。

### **指針となる諸原則**

31. コングロマリットにおけるリスクの集中に関する監督上の方策は、金融機関が過剰な集中その他の危険なエクスポージャーを削減するように誘導するために監督者が有している権限を反映せざるを得ない。いくつかのケースでは、監督者はコングロマリット全体のリスク管理を監督するための十分な権限を有するであろう。多くのケースでは、そうではないであろう。全てのケースにおいて、監督者は、部門を跨って重大なリスクの集中を監視できるように、そして、そうしたリスクがどのように管理されているかを理解するために、情報収集と保護についての十分な権限を持つべきである。部門レベルにおける監督者は、自らが、例えば、エクスポージャーの削減や資本の積み増しを要求することを通じて、規制対象企業を問題のあるリスクの集中から保護する十分な権限を有しているかどうか、検証すべきである。十分な権限を欠いている場合には、監督者は所要の追加的権限を求めるべきである。

- ・ 監督者は、直接もしくは規制対象企業を通じて、コングロマリットに、グループ全体におけるリスクの集中を管理するのに適切なリスク管理プロセスを持たせるような手段を講ずるべきである。監督者は必要に応じて、監督上の制限を用いることでこれらのプロセスを強化する等、適切な措置について検討すべきである。

32. リスクの集中に起因する監督上の懸念は、優れたリスク管理と内部管理方針によって軽減でき、また、十分な自己資本の保有によって補完され得る。規制対象企業を保護するために、リスクの集中は、法人において、かつ、コングロマリットの異なる部門を跨って監視される必要がある。監督者は、直接もしくは規制対象企業を通じて、コングロマリットに、リスクの集中を管理するための制御を行わせるような手段を講ずるべきである。例えば、監督者は、制御が



十分ではないと考える場合には、監督上の制限を課すことを検討すべきである。

33. 健全なリスク管理プロセスは、取締役会もしくはその他の適切な機関によって承認された方針と手続、並びに、取締役会と上級管理職双方による活発な監視に始まる。このプロセスには、コングロマリット・レベルにおけるリスクとリスクの集中の測定・監視を行う明確に付与された責任が含まれるべきである。コングロマリットは、その主要なリスクを特定するためのプロセス、包括的なリスク計測システム、大口のエクスポージャーとその他のリスクの集中を管理するための限度枠の制度、ストレス・テストとシナリオ分析および相関分析のプロセスを有しているべきである。包括的な経営情報および報告制度は、健全なリスク管理のアプローチにとって不可欠である。最後に、定量化の可能なリスクと同様、定量化し得ないリスクにも十分な注意を払うべきである。

34. さらに、異なる部門の金融機関が合併し、金融コングロマリットが発展すると、新たな形態の集中の可能性が生じる。合併や業務拡大の申請を評価する際には、監督者は、経営者がグループ・レベルで行う、重大なリスクの集中の管理に関する計画を勧案すべきである。

- ・ **監督者は、金融コングロマリットにおけるリスクの集中に関する明確な理解形成の手助けとするため、必要に応じ、定期的な報告やその他の手段を用いて、適時に重大なリスクの集中を監視すべきである。**

35. 監督者は、重大なリスクの集中の性質と規模について、情報へのアクセスを有するか、定期的に報告を受けるべきである。そのプロセスを促進するために、監督者は報告や監督上の発動基準となる限度枠や閾値を定めることを有益と考えるかもしれない。コングロマリットの組織の動的な性質とリスク・プロファイルの変化が容易なことを勧案すれば、監視は頻繁に行われるべきである。大きな損失を生み出し得るリスクの集中もしくはストレス・シナリオは、コングロマリットの経営者への追加質問によって迅速に対応されるべきである。

- ・ 監督者は、リスクの集中についてのパブリック・ディスクロージャーを促すべきである。

36. グループ・レベルにおけるリスクの集中に関するパブリック・ディスクロージャーは市場規律を促進し得る。効果的なパブリック・ディスクロージャーにより、市場参加者がリスクを効果的に管理するコングロマリットに対して報酬を与え、また、そうでない先に不利益を課すことが可能となり、それによって、監督者が出すメッセージを補強することが可能となる。市場規律が有効であるためには、ディスクロージャーは適時性、信頼性、目的適合性、十分性を持つ必要がある。金融コングロマリットにおけるあり得べきリスクの集中の複雑さと多様さに鑑みると、ディスクロージャーの強化には、定期的な財務報告、特に年次報告書において最も主要なリスクの集中の開示範囲を拡大する一方で、市場の関心に対応して更なる詳細を示すために、通常の財務報告以外に必要な応じて、エクスポージャーの適時で信頼性のあるディスクロージャーを行うことが含まれる。コングロマリットの集中に関するリスクの管理アプローチの記述は、定量的情報の有益な補強材料となろう。さらに、パブリック・ディスクロージャーは監督上の監視とリスク評価を促進し、監督者が更に重要な問題を探求するように導くこともあろう。

37. リスクの集中に関するディスクロージャーが、企業秘密や、プライバシーを不当に侵害する顧客情報の開示に及ぶような方法で行われることは意図されていない。

- ・ 監督者は、他の監督者の懸念を確認するために互いに密接に連絡を取り、グループ内におけるリスクの集中に関連するあらゆる監督上の措置について適切と思われる調整を行うべきである。

38. リスクの集中は金融コングロマリットの様々な部分におけるエクスポージ

ヤーから生じうる。監督者がそうした集中を効果的に評価、監視、そして制御するためには、他の監督者が用いる手法を十分に理解するとともに、各部門における専門知識が必要となる可能性が高い。部門レベルにおける監督では裁定の事実を発見できない可能性があるため、監督者は、各部門や法域内で見出されたリスクの集中について意思疎通を行う必要がある。さらに、監督者は部門と法域を越えて協調する必要があるかもしれない。

39. 一般的に、各部門内において情報交換を認める経路は確立されている。ジョイント・フォーラムは、とりわけ「監督上の情報交換に関する諸原則」と「監督上の情報交換に関するコーディネーター」と題された文書において、部門を跨った情報共有のための諸原則を定めている。これらの文書は、ジョイント・フォーラムのパッケージにあるその他の文書とともに、金融コングロマリットの監督において、監督者が互いにより密接かつ効果的に連絡を取るための努力を支持する諸原則と手法を提供している。

- ・ **監督者は、直接もしくはグループ全体への悪影響を通じて、規制対象企業に悪影響を与えらると思われる重大なリスクの集中に、効果的かつ適切に対応すべきである。**

40. 金融コングロマリットが、財務上の安定性に影響し得るようなリスクの集中に晒されている場合には、監督者は規制対象企業に関して適切な措置を講ずるべきである。場合によっては、監督者は予防的措置を選択するかもしれない。例えば、必要な権限を有する監督者は、リスクの集中について部門を跨る限度枠を設けることを考慮するかもしれない。そうした限度枠を超過することは、そのコングロマリットの規制対象企業の存続可能性に影響を及ぼしている状況をコントロールするための監督上の介入を発動し得る。ひとたび問題が生じれば、監督上の介入は、ほぼ常に、その問題について経営陣と取締役会の注意を喚起し、彼らに監督上の懸念に対処するよう要請することに始まる。監督者は一般に監督対象企業に是正措置を求める権限を有していると思っているが、集

中を効果的に削減もしくは緩和するためには、コングロマリットの他の部分における対応が必要かもしれない。リスクの集中がコングロマリット内の複数の規制対象企業に跨る場合には、(主たる監督者<sup>3</sup>のほかに)関連する監督者<sup>3</sup>の間の協力が重要である。

---

<sup>3</sup> 当文書において、『主たる監督者』という用語は、「一般的に、その親会社もしくはコングロマリットにおける(例えば貸借対照表上の資産、収入もしくは支払能力規制の観点からみて)主な規制対象企業の監督者であると考えられている」(金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムが1999年2月に公表した「金融コングロマリットの監督について」の101ページ)。